

【様式2】

香川県会計規則第184条の2第2号に基づく随意契約の締結前情報

部(局)・課(所)名	香川県立丸亀病院
件名	令和7年度香川県立丸亀病院被服類等洗濯業務委託
契約内容	[業務の概要] 洗濯物（別表参照）を病院から回収し、洗濯後、病院へ納品する。 [業務の明細] (1) 洗濯物 水洗い品 (2) 洗濯物の取扱い 被服類等の洗濯については、常に細心の注意を払い衛生的かつ清潔なものを納品すること。 (3) 洗濯物の集配 ① 洗濯物は、病院の指示に従い各部署別に仕分けして納品する。 ② 回収及び納品に係る費用は、受託者の負担とする。 (4) 洗濯物の集配日時 洗濯物の集配は毎週1回とし、曜日及び時間は病院と受託者が協議の上決定する。 ※年末年始等の取り扱いは、別途協議の上決定する。 (5) 集配サイクル 回収品は、原則として次回集配日に納品する。 (6) 集配場所 回収・納品場所については、病院の指定する場所とする。
契約予定日	令和7年4月1日
納期又は履行期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
契約の相手方の選定基準及び決定方法	[選定基準] 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害者福祉サービス事業を行う施設若しくは小規模作業所又はこれらに準ずる者として知事の認定を受けた者で契約の履行が確実であること。 医療法施行規則第9条の14に示す基準を満たしていること。 [決定方法] 最低見積金額の者に決定する。

契約の申込み方法 (見積書受付期間、 見積書受付場所等)	[見積書受付期間] 令和7年3月19日から令和7年3月25月日まで(土・日曜日及び祝 日を除く。) 8:30~12:00、13:00~17:00 [見積書提出方法] 持参又は郵送 [見積書受付場所] 香川県立丸亀病院業務課 (〒763-8518 丸亀市土器町東九丁目291) [その他] 本件は、その契約に係る予算が議会で可決され、令和7年4月1日以 降で当該予算の執行が可能となったときに、見積りの効力が生じます。
---	---

別 表

	洗濯物品名	単位	年間見込数量
1	ズボン	枚	2, 3 0 0
2	半ズボン	枚	6 4 0
3	エプロン	枚	7 0
4	ウィンドブレーカー	枚	1 0
5	シーツ	枚	6 0
6	包 布	枚	1
7	診察台シーツ	枚	1

上記数量は予定数量であり、令和6年度においてこの数量を保証するものではない。